

リリアメンバーズ会員規約

(名 称)

第1条 この会員制度は、リリアメンバーズといいます。

(目 的)

第2条 この会員制度は、音楽を愛好する人の文化事業への参加の機会を確保し、もって文化の向上に寄与することを目的とします。

(会 員)

第3条 会員とは、リリアが実施する事業に賛同される方で、本規約を承認のうえ、リリアに入会の申込みをされ、かつリリアが入会を認めた方をいいます。

2 会員には、会員証を発行します。

3 会員資格は、4月1日より3月31日とします。ただし、年度の途中での入会については、加入日から3月31日までとします。

(会費)

第4条 会員は、リリアが定めた年会費2,000円を、毎年所定の時期にリリアの定めた方法により支払うものとします。ただし、下半期(10月～3月)の入会の場合は、年会費の半額1,000円を支払うものとします。

(チケットの購入)

第5条 会員は、リリアが指定する公演について、入場料金割引で購入できるものとします。

2 前項の公演、申込み期間、購入枚数等については、リリアが決定し申込み方法を会員に通知するものとします。

3 チケットは、電話及びインターネットによる申込みとします。

4 電話での申込みについては、申込み後、チケット又は引換券を会員に郵送いたします。インターネットでの申込みについては、申込み後、チケット又は引換券を会員に郵送もしくは、会員自らコンビニ発券を行うこととします。どちらの方法も公演日以前にチケット本券を受け取るものとします。

5 会員は、郵送受取りを選択した際に、チケット又は引換券を受け取ったときに、誤りがある場合は速やかに連絡するものとします。ただし、申込みのチケットについて、キャンセル又は変更はできないものとします。

6 会員はチケットの申込みから2週間以内に、チケット又は引換券が郵送されない場合は速やかに連絡するものとします。

(会員サービス)

第6条 会員はリリアの行う各種のサービスを、所定の方法により利用することができるものとします。

(代金決済)

第7条 会費、チケット購入費等の支払い方法は、全額一括払いとし、会員があらかじめ指定した口座から、リリアの指定した期日に自動振替によって支払うものとします。

(会員証の紛失、盗難)

第8条 会員は、会員証を紛失又は盗難にあったときは、ただちにリリアに届け出るものとします。

2 会員が紛失、盗難その他の事由により会員証を他人に利用され、会員又はリリアに損害を生じた場合、会員がその損害の責を負うものとします。

3 会員証を再発行する場合は、リリアの所定の手数料を頂きます。

(届出事項の変更等)

第9条 会員は、氏名、住所、電話番号、メールアドレス及び口座等に変更が生じた場合には、ただちにリリアに届け出るものとします。

2 会員は、前項の届け出をしないことにより、リリアからの送付書類等が延着又は不到着となっても、異議を述べることはできないものとします。

(退会等)

第10条 会員が退会するときには、リリアに退会の届け出をし債務を完済するとともに、会員証を返却するものとします。

なお、年の中途に退会する場合であっても、会費は返還しないものとします。

2 会員が虚偽の申告、代金の未払いその他規約に違反したときは会員の資格を取り消すことができるものとします。

(個人情報)

第11条 ご記入いただきましたお客様の個人情報は法令に基づき、(公財)川口総合文化センターが厳重に管理いたします。また、川口総合文化センター・リリアの公演等のご案内に利用させて頂く場合がございます。

(規約の変更)

第12条 本規約を変更する場合には、会員に通知するものとします。

附則 この規約は、平成2年11月1日から適用するものとします。

この規約は、平成18年4月1日から適用するものとします。

この規約は、平成22年9月1日から適用するものとします。

この規約は、令和2年9月1日から適用するものとします。

この規約は、令和8年1月1日から適用するものとします。